

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第24号

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 土砂基準（第4条）

第3章 盛土等の許可の申請等（第5条—第13条）

第4章 盛土等の許可を受けた者の届出、報告等（第14条—第25条）

第5章 盛土等に同意をした土地の所有者の盛土等の状況の確認（第26条）

第6章 土砂等搬入禁止区域の指定の公示（第27条）

第7章 雑則（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物）

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号の燃え殻
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号の汚泥のうち、浄水処理に伴って生じた汚泥
その他の無機性の汚泥
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第7号のガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号の鋳さい
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第12号のばいじん
- (7) その他知事が別に定める産業廃棄物

（条例第2条第4号の規則で定める処理）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める処理は、固化、凝集、破碎その他知事が認める処理とする。

第2章 土砂基準

第4条 条例第7条に規定する規則で定める環境上の基準は、別表第1の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

第3章 盛土等の許可の申請等

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A 【生活環境の保全のための基準にかかる調査】

1 盛土等を行う区域の土壌の汚染状態の調査

Q 1-1

既に、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施した箇所でも、盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査を実施する必要がありますか。

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の結果を盛土等の許可申請に使用することは問題ありません。

ただし、土壌汚染対策法と盛土規制条例の調査項目は異なり、条例にはダイオキシン類、銅、1,4-ジオキサンが追加されています。

申請には、この3項目について追加の調査を行う必要があります。

なお、銅については、盛土等を行った後、田として利用する場合のみ調査が必要です。

Q 1-2

なぜ、土壌汚染対策法と盛土規制条例では、調査項目が異なるのですか。

本条例の目的の一つが、生活環境の保全であることから、土壌汚染対策法の調査項目を元に、環境基準に規定されているダイオキシン、銅、1,4-ジオキサンを加えることとしました。

Q 1-3

盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。

計量法の登録を受けた環境計量証明事業者に依頼してください。

静岡県計量検定所が発行している「計量業務の概要」に、事業者が記載されていますので、参考にしてください。

(2) 環境計量証明

登録番号	工場・事業場名	事業者の所在地、電話番号			登録区分					
		工場・事業場の所在地、電話番号			濃度		音圧	振動		
		大気	水	土壌	大気	水				
157 -6	三島殖産(株)	411-8691	三島市4845番地	055-989-2800	○	○				
		411-8691	三島市4845番地	055-989-2800						
124 -6	(株)東洋検査センター(本社)	410-2315	伊豆の国市田京151番地の6	0558-76-3459	○	○	○			
		410-2315	伊豆の国市田京151番地の6	0558-76-3459						
280 -6,7,8	東海プラント(株)	410-0861	沼津市真砂町267番地の2	055-951-5240	○	○	○	○	○	
		410-0866	沼津市市道町6番7号	055-952-2255						
127 -6,7,8	芝浦セムテック(株)	410-8510	沼津市大岡2068番地の3	055-926-5169	○	○	○	○	○	
		410-0022	沼津市大岡2068番地の3	055-926-5169						
147 -6,7,8	東海プラント分析センター(株)	410-0873	沼津市大諏訪510番地の1	055-924-2700	○	○	○	○	○	
		410-0873	沼津市大諏訪510番地の1	055-924-2700						
210 -6	(株)明電舎(沼津事業所)	141-8565	東京都品川区大崎2丁目1番1号	03-3492-1111		○	○			
		410-8588	沼津市東間門字上中溝515番地	055-925-5110						
411 -7,8	金指環境コンサルタント事務所〔金指博〕	410-0312	沼津市原110番地の4	055-968-3481				○	○	
		410-0312	沼津市原110番地の4	055-968-3481						
131 -6,7,8	東邦化工建設(株)(分析事業部三島分析センター)	411-8720	駿東郡長泉町上土狩字高石234番地	055-986-9595	○	○	○	○	○	
		411-8720	駿東郡長泉町上土狩字高石234番地	055-986-9595						
132 -6	特種東海製紙(株)	427-0045	島田市向島町4379番地	0547-36-5156		○	○			
		411-8750	駿東郡長泉町本宿501番地	055-988-1202						
221 -6,7,8	(株)富士検査センター	417-0001	富士市今泉3304番地の5	0545-53-3627	○	○	○	○	○	
		417-0001	富士市今泉3304番地の5	0545-53-3627						
227 -6	(株)富士測量事務所	417-0055	富士市永田町1丁目122番地	0545-51-0867	○	○	○			
		417-0055	富士市永田町1丁目122番地	0545-51-0867						
174 -7,8	(一社)日本建設機械施工協会(施工技術総合研究所)	105-0011	東京都港区芝公園3丁目5番8号	03-3433-1501				○	○	
		417-0801	富士市大淵3154番地	0545-35-0212						
134 -6,7,8	立華(株)	416-0906	富士市本市場422番地の1	0545-61-8402	○	○	○	○	○	
		416-0906	富士市本市場422番地の1	0545-61-8402						
310 -6	(株)エコアップ	417-0011	富士市鈴川本町11番28号	0545-33-4115	○	○	○			
		417-0011	富士市鈴川本町11番28号	0545-33-4115						
133 -6	日本軽金属(株)(グループ技術センター)	105-8681	東京都港区新橋1丁目1番13号	03-5461-9211	○	○	○			
		421-3203	静岡市清水区蒲原1丁目34番1号	054-385-7121						
138 -6	環境フロンティア(株)	424-0301	静岡市清水区穴原628番地の7	054-394-0491	○	○	○			
		424-0301	静岡市清水区穴原628番地の7	054-394-0491						
360 -6	静岡メンテ(株)(環境研究所)	424-0114	静岡市清水区庵原町121番地の19	054-367-7042	○	○	○			
		424-0114	静岡市清水区庵原町121番地の19	054-367-7042						
151 -6	(一財)食品環境検査協会(清水事業所)	136-0082	東京都江東区新木場2丁目10番3号	03-3522-2338		○	○			
		424-0922	静岡市清水区日の出町1番39号	054-353-0181						
141 -6,7,8	(株)サイエンス	424-0812	静岡市清水区小芝町4番13号	054-361-0200	○	○	○	○	○	
		424-0812	静岡市清水区小芝町4番13号	054-361-0200						
327 -6,7,8	(株)環境計量センター(本社)	421-0113	静岡市駿河区下川原1丁目15番15号	054-268-6763	○	○	○	○	○	
		421-0113	静岡市駿河区下川原1丁目15番15号	054-268-6763						
314 -6,7,8	(株)日本テクノ	422-8044	静岡市駿河区西脇611番地の1	054-287-6331	○	○	○	○	○	
		422-8044	静岡市駿河区西脇611番地の1	054-287-6331						

登録番号	工場・事業場名	事業者の所在地、電話番号			登録区分			
		工場・事業場の所在地、電話番号			濃度		音圧	振動
				大気	水	土壌		
432-6,7,8	(株)静環検査センター(静岡事業所)	426-0041	藤枝市高柳2310番地	054-634-1000	○	○	○	○
		422-8044	静岡市駿河区西脇610番地の3	054-288-8765				
237-7,8	(株)環境アセスメントセンター	420-0047	静岡市葵区清閑町13番12号	054-255-3650			○	○
		420-0047	静岡市葵区清閑町13番12号	054-255-3650				
419-7,8	(株)E-CON	420-0881	静岡市葵区北安東5丁目31番16号	054-247-6853			○	○
		420-0881	静岡市葵区北安東5丁目31番16号	054-247-6853				
142-6	(一財)静岡県生活科学検査センター(焼津検査所)	425-0085	焼津市塩津1番地の1	054-621-5861	○	○		
		425-0085	焼津市塩津1番地の1	054-621-5003				
363-7,8	高桑計測事務所〔高桑敏浩〕	425-0027	焼津市栄町6丁目12番2号	054-620-1160			○	○
		425-0027	焼津市栄町6丁目12番2号	054-620-1160				
284-6,6の2	いであ(株)(環境創造研究所)	158-0094	東京都世田谷区駒沢3丁目15番1号	03-3708-1161	○	○	○	
		421-0212	焼津市利右衛門1334番地の5	054-622-9551	特	特	特	
148-6,6の2,7,8	(株)静環検査センター	426-0041	藤枝市高柳2310番地	054-634-1000	○	○	○	○
		426-0041	藤枝市高柳2310番地	054-634-1000	特	特	特	
125-6	新東海ロジスティクス(株)	427-0045	島田市向島町4379番地	0547-35-6505	○	○	○	
		427-0045	島田市向島町4379番地	0547-36-5194				
238-6,7,8	(株)コーシンサービス(分析センター事業部)	438-0011	磐田市笠梅1220番地18	0538-38-0159	○	○	○	○
		438-0011	磐田市笠梅1220番地の4	0538-38-1131				
144-6,7,8	(株)サンコー分析センター	430-0825	浜松市南区下江町604番地の1	053-426-0731	○	○	○	○
		430-0825	浜松市南区下江町604番地の1	053-426-0731				
139-6	(一社)浜松市薬剤師会(浜松環境衛生研究所)	432-8023	浜松市中区鴨江2丁目11番2号	053-455-2976	○	○		
		432-8062	浜松市南区増楽町1132番地の4	053-445-2988				
291-6	スズキ(株)	432-8065	浜松市南区高塚町300番地	053-440-2691	○	○		
		432-8065	浜松市南区高塚町300番地	053-440-2691				
130-7,8 319-6	(一社)静岡県産業環境センター	431-2103	浜松市北区新都田1丁目4番6号	053-428-3430	○	○	○	○
		431-2103	浜松市北区新都田1丁目4番6号	053-428-3430				
322-6	(株)環境衛生研究所	222-8558	神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地	045-401-1441	○	○		
		431-2103	浜松市北区新都田1丁目6番2号	053-484-1475				
145-6	ユーロフィン日本総研(株)	430-0837	浜松市南区西島町1622番地	053-425-7531	○	○		
		430-0837	浜松市南区西島町1622番地	053-425-7531				
244-7,8	(株)フジヤマ	430-0946	浜松市中区元城町216番地の19	053-454-5892			○	○
		435-0013	浜松市東区天龍川町303番地の6	053-462-8800				
193-6	大学産業(株)	430-0813	浜松市南区芳川町723番地	053-425-0021	○	○		
		430-0813	浜松市南区芳川町723番地	053-425-0021				
365-6	(株)アース・テクノ・サポート(本社事業所)	431-1103	浜松市西区湖東町5924番地	053-486-6288	○	○		
		431-1103	浜松市西区湖東町5924番地	053-486-6288				
424-6	富士通クオリティ・ラボ・環境センター(株)(浜松事業所)	431-0431	湖西市鷺津2281番地	053-576-0841	○			
		431-0201	浜松市西区篠原町26745番地の1	053-449-8855				
428-6	(株)マルマ(エムテック衛生検査所)	430-0807	浜松市中区佐藤2丁目5番11号	053-464-6400	○			
		430-0807	浜松市中区佐藤2丁目5番11号	053-464-6400				

登録番号	工場・事業場名	事業者の所在地、電話番号			登録区分				
		工場・事業場の所在地、電話番号			濃度			音圧	振動
					大気	水	土壌		
128 -6,7,8	富士通クオリティ・ラボ・環境 センター(株)	431-0431	湖西市鷺津2281番地	053-576-0841	○	○	○	○	○
		431-0431	湖西市鷺津2281番地	053-576-0841					

(注) 登録区分の「特」は特定計量証明(ダイオキシン類の濃度の計量証明)事業者です。

計量証明事業者は、計量証明書に標章(登録ロゴ)を付すことができます。
 ダイオキシン類及びクロロゲン等の極微量物質について認定を受けた特定計量証明事業者は、
 計量証明書に標章(認定ロゴ)を付すことができます。

登録ロゴ(計量法第110条の2)



認定ロゴ(計量法第121条の3)



- (1) 盛土等区域の面積を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更
- (2) 盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更
- (3) 天候その他のやむを得ない事由による許可等に係る期間の変更
- (4) 許可等の権限を有する者が災害の防止上又は生活環境の保全上必要と認める変更
- (5) その他盛土等及び盛土等の用に供する施設の構造等に影響がないと知事が認める事項の変更

別表第1（第4条関係）

物質の種類	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。

六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきひ素 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきひ素 150 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4,000 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。以下同じ。）	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地（田に限る。）において、土壌 1 キログラムにつき

		125ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000pg-TEQ以下であること。

備考 ダイオキシン類の値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

別表第2（第11条関係）

- 1 盛土等の高さ及び法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、安定計算によって安全性が確かめられたものであること。ただし、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土若しくは第3種建設発生土又はこれらに準ずるものを用いた盛土等のうち、当該盛土等の高さ及び法面の勾配が、土質の種類等に応じて適切に設定され、その高さが15メートル以下であり、かつ、その法面の勾配が30度以下であるものにあつては、この限りでない。
- 2 盛土等の高さが5メートル以上である場合にあつては、当該盛土等の高さ5メートルごとに小段を設け、当該小段に排水溝が設置されていること。なお、排水溝を含む小段の幅は、1.5メートル以上であること。
- 3 著しく傾斜している土地において盛土等をする場合にあつては、盛土等をする前の当該土地の地盤と盛土等とが接する面が滑り面とならないように、当該土地の地盤に段切りその他の措置が講ぜられていること。
- 4 盛土等に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、概ね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。
- 5 盛土等によって生ずる高さが1メートルを超える崖（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第2項に規定する崖をいう。以下同じ。）の崖面（同項に規定する崖面をいう。以下同じ。）は、擁壁で覆われていること。
- 6 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次の(1)から(4)までに該当することが確かめられたものであること。
 - (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 7 盛土等によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁であつて高さが2メートルを超えるものの構造については、6によるほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する